

- 注 延長保育の申込みについても、専用フォームからオンライン申請することができます。
- 注 運営業務委託園に在園している児童が、毎月の申込締切日後に翌月からの延長保育（継続利用）を希望する場合は、保育課入園相談係へご相談ください。
- 注 提出された申込書は、申請取下げの希望がない限り、原則として当該年度の2月入園の利用調整まで有効です（9月30日以前に提出された申込み分においては、『保育利用保留通知書』で有効期限をご確認ください）。
- 注 入園と同時申込みの場合は、②、③を入園および延長保育の双方の審査に使用します。
- 注 申込み時と就労状況が変わった（残業時間が増えた等）場合は、その事実を証明する書類（『就労証明書』等）をご提出ください。
- 注 延長保育の申込みが不要になった場合は、必ず『区立保育園延長保育利用申込取下げ書』をご提出ください。

オンライン申請▶



3-② 休日保育

休日保育では、認可保育園等がお休みとなる日曜日と祝休日（12月29日～1月3日を除く）に、就労のため保育を必要とする保護者に代わって児童を保育します。利用するためには内定後、実施園での利用予約が必要です。

① 対象となる児童（①・②・③・④全てにあてはまる必要があります）

- ① 同居している保護者すべてが月12日以上かつ1日4時間以上の就労を常態とし、日曜日・祝日に就労している家庭の児童（産休中、育児休業中の場合は利用できません。）
- ② 練馬区に在住し、利用希望月中に認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、練馬こども園、1歳児1年保育等、認証保育所、企業主導型保育園に在園している児童、または練馬区外に在住し、利用希望月中に練馬区内の同保育施設等に在園している児童
- ③ 休日保育の利用月の初日に1歳の誕生日を迎えている児童
- ④ 利用希望月1日時点で保育の必要性の認定を受けていること

休日保育は、通常の保育とは職員体制が異なります。面接・健康診断の結果、休日保育の職員体制では集団生活が難しいと判断された場合はご利用いただけない場合があります。与薬の依頼はお受けできませんのでご了承ください。

② 休日保育の実施園・保育時間等

	向山	光が丘第八	石神井町つつじ	上石神井第二	東大泉 注1	氷川台	南大泉
保育時間	7時 30分から 18時 30分までの必要な時間						
登録定員	各園 30人 注2				20人 注3	各園 20人 注4	
1日の利用上限	各園 20人 注5						
料 金	0円						

- 注1 令和7年度末までは東大泉第三保育園で実施します。
- 注2 0～1歳児クラス計4人まで。2歳児クラス4人まで。
- 注3 1歳児クラス4人まで。2歳児クラス4人まで。
- 注4 0～1歳児クラス計3人まで。2歳児クラス3人まで。
- 注5 1日の利用上限20人を超えた場合は、ご利用いただけません。

③ 登録申込みに必要な書類

- ① 『休日保育申込書』『健康状況表』『休日保育重要事項確認票』
 - ② 『就労証明書』（保護者の人数分必要。同時に通常保育の申込書に添付済みの場合は省略可。）
- 注 『就労証明書』には、日曜日・祝休日に就労することが記載されている必要があります。また、平日と日曜日・祝休日の勤務時間が異なる場合は、その旨の記載が必要です。
- 注 自営業等の方は「直近の確定申告書第一・二表の控え等の写し」が必要です。（P.17 参照）

- ③ (不定休で就労している場合) 直近3か月分のシフト表(保護者の人数分必要)
 注 シフト表等がない場合、選考対象外となります。
 注 産休・育休中の方は、産休に入る前の月の直近3か月分のシフト表を提出してください。
- ④ (ひとり親世帯の場合) 戸籍謄本、児童扶養手当証書等(P.18参照)
- ⑤ (65歳未満の祖父母が同居する場合) 休日に保育にあたれないことを証明する書類(『就労証明書』等)
- ⑥ 利用調整等に使用する税に関する書類(令和6年/令和7年1月1日時点で練馬区に住民登録がない場合)

入所年月	住所地	必要書類
令和8年8月 入園まで	令和6年1月1日時点で練馬区に住民登録がない方	・令和6年度住民税納税通知書または課税(非課税)証明書のコピー
	国内に住民登録がない方	・令和5年1月～12月分の収入および控除額が確認できる書類(給与明細・勤務先が発行する給与証明書等)のコピー 注
令和8年9月 入園から	令和7年1月1日時点で練馬区に住民登録がない方	・令和7年度住民税納税通知書または課税(非課税)証明書のコピー
	国内に住民登録がない方	・令和6年1月～12月分の収入および控除額が確認できる書類(給与明細・勤務先が発行する給与証明書等)のコピー 注

注 ご提出いただいた書類をもとに、練馬区に在住していた場合に課税されていたであろう住民税額を算出いたします。外国語で記載されている場合は、日本語に訳してご提出ください。

- ⑦ (認定こども園1号利用または練馬こども園在園中の場合)『休日保育用幼稚園在園証明書』
- ⑧ (認証保育所・企業主導型保育園在園中の場合)『在園(受託)証明書』
- ⑨ (練馬区外に在住で転入予定のない方の場合) お住まいの自治体の年度内に発行された教育・保育給付認定通知もしくは施設等利用給付認定通知の写し
- ⑩ (過去に申込み児童の『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書①』または『子育てのための施設等利用給付認定申請書(第2号認定・第3号認定)』を提出したことがない場合)『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書①』

注 利用希望月中に上記⑦⑧に在園予定の世帯は、『休日保育申込書』の特記事項欄へその旨の記入が必須です。

4 注意事項

- ① 6か月間連続して休日保育の利用がない場合は、休日保育が利用できなくなります。再度休日保育の利用を希望される場合は、申込締切日までに再申込みが必要です。
- ② 休日保育は看護師が勤務していません。与薬の依頼はお受けできませんのでご了承ください。
- ③ 職員配置、給食材料の発注の都合上、利用申込は各園で指定された日までに行ってください。
- ④ 利用予定日の予約をキャンセルする場合の締切は、利用予定日の直前の開園日(土・日曜、祝日、年末年始は連絡を受け付けておりません)の正午までです。お子さまの体調不良等の理由によりお休みする場合を除き、必ず締切までにご連絡ください。利用当日など締切以降のキャンセルや、連絡のない欠席は、園の体制に多大な影響を及ぼしますので、ルールを順守していただくようお願いします。
- ⑤ 保育園等へ新規入園する児童が休日保育も同月に利用開始となる場合、休日保育を利用できるのは第2日曜日以降となる可能性があります。
- ⑥ 在園施設に、お子さまのことで問い合わせをする場合があります。
- ⑦ 保育園の行事・設備工事等でご利用できない日があります。ご了承ください。
- ⑧ 利用希望月中に認証保育所、企業主導型保育園、練馬こども園に在園予定で休日保育に内定した場合、利用開始月中に『在園(受託)証明書』または『休日保育用幼稚園在園証明書』のご提出をお願いいたします。ご提出がない場合、内定が取り消されることがあります。
- ⑨ 提出された申込書は、申請取下げの希望がない限り、原則として当該年度の2月入園の利用調整まで有効です(9月30日以前に提出された申込み分においては、『保育利用不承諾通知書』で有効期限をご確認ください)。

注 申込者が欠員数を超えた場合は、保育指数と調整指数を合算した指数の高い児童から利用者を決定します(P.50参照)。利用調整の結果、利用できない場合があります。なお、欠員がない場合は、利用調整を行いません。